

藤枝市史だより

第20号

平成21年3月10日発行

〔編集・発行〕藤枝市教育委員会
文化課 文化財・市史編さん係
〒426-0014
藤枝市若王子500 郷土博物館2F
☎054-6445-1184

E-mail
fujieda-muse@ny.tokai.or.jp

かみやぶた

上藪田モミダ遺跡の籠付壺形土器

かごつきつばがた

郷土博物館の常設展示で一際目を引くのは、中央のガラスケースに収められた籠^{かご}で覆われた弥生時代の壺形土器です。館の入り口に置かれた銅像がもつ壺もこの土器をモデルにしていますし、郷土博物館のロゴマークに使われたこともあり、藤枝市の文化財のシ

ンボルともいえる存在でしょう。

この壺形土器は、市内上藪田に所在する上藪田モミダ遺跡から出土しました。一九七八(昭和五三)年、国道一号線藤枝バイパスの建設に先立って行われた発掘調査の時のことで、遺跡は現在の藪田西インター

チェンジにあたる地点にありました。壺は長さが四メートル以上ある細長い穴から出土しました。この穴からはほかに七点の壺、二点の甕^{かめ}、一点の深鉢、木製の容器や板材、銅製の指輪などがみつかりました。周囲には、同じような穴があり、北側の一段低い部分との境に土留^{どどめ}の杭列があることから、それに護られたムラの内部であった可能性が考えられます。発見されたとき、壺には植物で編んだ籠が残っていたといえます。

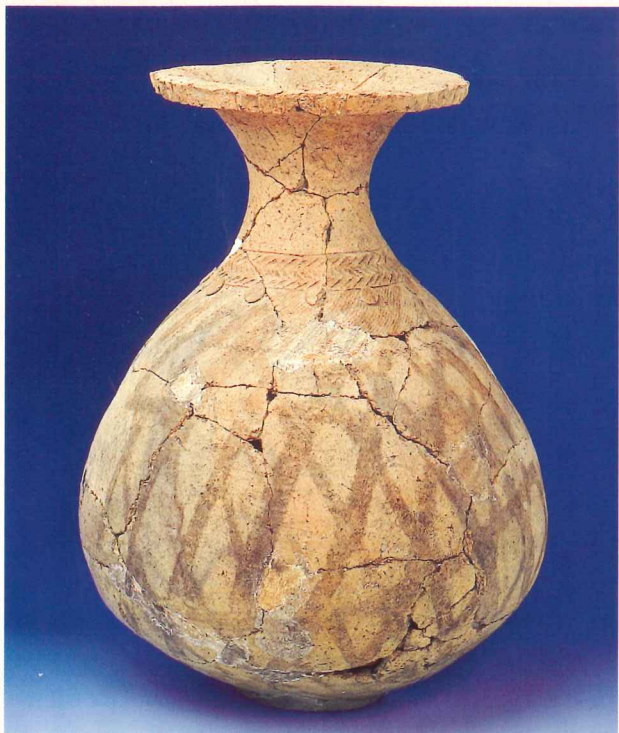
壺の形は、優美な下膨れ^{しもがた}の流線形を呈する体部をもち、細くくびれた頸部^{けいぶ}から大きく開いて口縁にいたる広口壺です。口縁の部分は折り返し状にして棒状の貼り付け文を施

しています。首から肩部にかけては文様が施されませんが、木板の工具を押し付けて、二条の横線文とそれに挟まれた羽状文を描き、その下に端に結び目を作った縄文を転がして縁をかがった帯のような縄文文様を作り出しています。文様の真ん中には等間隔に円形の浮文が貼り付けられています。このような特徴は、東遠江地域に分布する菊川式土器と共通するもので、弥生時代後期の中頃、ちょうど登呂遺跡のムラが栄えた時期と同じ頃に作られたものであると考えられます。

壺を覆っていた籠そのものが残っていることは珍しいことで、古くは、奈良県唐古遺跡^{からこ}で編んだ籠に覆われた弥生前期の条痕文土器^{じょうこんもん}が見つかっており、愛知県亀塚遺跡では、竹籠で覆って首に桜の樹皮を巻いた古墳時代前期の小壺が知られています。モミダ遺跡の籠付壺には現在も表面に籠の跡が残っており、同じ穴から出土した壺一点にも同様の痕跡が見られます。このような籠の跡は、弥生時代から古墳時代の土器に時折みられ、かつて東京都宇津木^{つぎ}・向原^{むかはら}遺跡で籠の跡の付く壺形土器を発掘した^{くぬぎくにお}櫛国男氏は、その編み方について「登り玉」という古い編み方であると紹介しています。壺を籠で覆うことは、補強や運搬に便利であるという理由のほかには一種の装飾法であったということも考えられるでしょう。

弥生時代のこの頃、モミダ遺跡のある葉梨川の谷筋にも登呂遺跡のような水田が広がっていたものと考えられます。籠付壺には翌年の豊稜を願って種^{たね}が^{もみ}おさめられたこともあったかもしれません。

(専門委員(考古) 篠原和大/静岡大学人文学部准教授)



水守遺跡の発掘調査に関わって

市史編さん委員 堀田良雄

平成八年（十二年）にかけて水守土地区画整理事業に伴い、広幡地区の水守地内に存在する遺跡の発掘調査が実施された。私もこの調査に関わらせていただいたので、その時の感想、私見を少し述べてみることにした。

『市史資料編Ⅰ考古』では、遺跡を水守Ⅰ（水守遺跡）・Ⅱ（平島遺跡）・Ⅳ（水守西遺跡）の三遺跡としており、ここでは水守Ⅰ遺跡の調査について取り上げる。

水守Ⅰ遺跡の概要は『市史資料編Ⅰ考古』に記載されており、それによれば、遺跡の東側には、古墳時代中期の五世紀の集落跡があり、竪穴式住居跡、高床式倉庫跡が発見された。その他、市内ではこれまで発見例のない、二間×三間の高床式建物の柱に、二本の棟持柱を添えた建造物の遺構が発見された。また、市内では例の少ない、五世紀代の古い時期の須恵器が出土した（近くでは焼津市の宮之腰遺跡にある）。これは破損も少なく、祭祀に使用された物が納められた状態に埋められたとみられる。さらに集落が営まれていた当時の低地の水辺からは、多くの祭祀用の石製模造品、剣形木製品、琴状の楽器の一種など、特徴ある遺物が出土している。

遺跡の西側には、平安時代前期の九世紀代の建造物遺構群が集中している。さらに遺跡の中央部を東西に横切る、幅三（五）メートル、深五十五（七十）センチメートルの大きな溝が、長さ約三百メートルに及んで確認された。これはおそらく建物群の後の時代になって平安時代後期に、水田経営のために掘削・設定されたものと考えられ、溝の中からは少量の小形の皿形須恵器、長さ十二（二十）センチメートル位の割り貫き成形の舟形木製品が少数発見されており、これらは祭祀に使用されたものと考えられる。

九世紀代の建造物遺構群（二十七棟）は、大きく二つのまとまりがある。北寄りに四棟の掘立柱形式の建造物遺構群があり、柱穴（柱を建てた穴）は、直径の平均六〇センチメートル、深さの平均五四センチメートル、柱の数は東西四本・南北四本、他の遺跡でも一般的にみられる大きさで、居住用の建造物遺構と考えられる。今回の調査で住居跡が確認された範囲だけが当時の集落の全体ではなく、さらに北側の調査区域外に広がっていたと思われる。

実は、今回取上げてみたい検討課題は、南側で確認された二十三棟の掘立柱形式の建造物遺構群である。これらの特徴を挙げてみると、明らかに北側の居住用の建物遺構とは異なったものが想定できる。一、柱穴の大きさは直径の平均四七センチメートル、深さの平均三二センチメートルとやや小型である。二、柱穴の中に残っていた柱材は割材で、細い。三、これらの遺構の内外からは飲食に使用される土器の類はほとんど発見されていない。四、これらの遺構は水



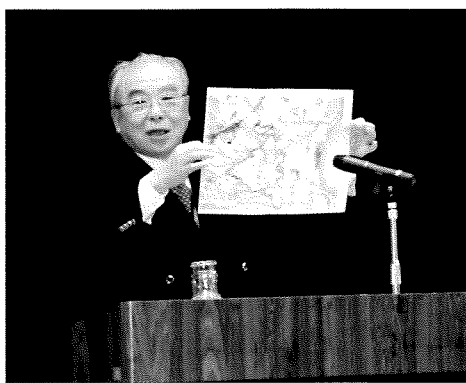
▷水守Ⅰ遺跡建物跡群

守Ⅱ遺跡で確認されたような、溝や柵で区画された範囲の中で近接して建てられた状況ではない。五、建造物遺構群のなかの一点では、幅約一（三）センチメートル、長さ約十（三十）センチメートルの縦割の細い木屑が大量に確認された。これは木製品加工の木取の屑か、箸の加工の木屑かと考えられる。六、ある建造物遺構の周囲からは大量の細かい木の削り屑（挽物の削り屑）が出土した。またこの遺構近くの浅い溝（排水用か？）の東角では、編み目の粗い竹籠に入れられた土師器（朱塗りの物もあり）二十点、箸状木製品十数点、木製の挽物皿十三点が、埋納された状態で出土した。これらはなんらかの祭祀、儀式等に使われた品々を納めたものであると考えられる。

以上のことから検証は未だ不十分ではあるが、これらの遺構群は、村落内に設営された、木製品（挽物、箸等）を製造し、またそれに必要な材料、製品等を保管する倉庫を含む工房跡であると考えてみた。材料となる木材を、上流にある生産地から現葉梨川に流して集落内に運び込み、木製品を製造する。郡衙（この場合は益頭郡衙）と上下の関係を持ち、また周辺の村落と物流の関わりを持つてこの村落が営まれていたであろうことと想像させる。さらに周辺では村落ごとに、酒造・紡織・鉄製農具製造・製炭・皮革製造加工・漁労・製塩など様々な機能を持つていて、郡衙を頂点に有機的な関係を持つて存在していたであろう。

二十年度 第一回市史学習会を開催しました

平成二十年十二月六日（土）、市生涯学習センターで、市史編さん専門委員会顧問の原秀三郎先生（静岡大学名誉教授）



を講師に迎えて、「ここまでわかった古代の藤枝―益津・志太地域の水陸交通を論じて古代藤枝の特質に及ぶ―」と題した市史学習会を開催しました（参加者一五一名）。学習

会では古代・中世にかけての藤枝地域の歴史的な特質について、原先生にダイナミックな持論を展開していただきました。多岐にわたった論旨のうちおもな点は、

一つ目に、六間川の水運機能に注目しています。天井川である瀬戸川を水運として利用するのは難しく、それに対して青池から湧く伏流水によって豊かな水量をもつ六間川こそ、藤枝地域と焼津湊をつなぐ水路として古代以来重要であったと指摘し、益津郡衙（郡遺跡）から田中城まで、陸路の東海道と水路の六間川を両にらみする位置にあり、志太地域の政治・経済の中心的機能を果たした、としました。

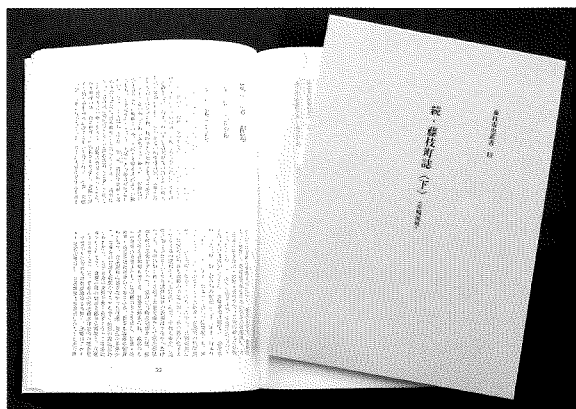
二つ目に万葉集に詠まれた志太の浦についてはその実態が不明ですが、紀行文や歌集に登場する志太の浦を読み解きながら、古代の志太の浦は藤枝・焼津地域の広い範囲にまたがっており、その後開拓や陸地化によって姿を消しますが、明治二十二年の地図に「沼田」と表記されている青池付近は志太の浦の最後の名残であろうと推測しています。

三つ目に鮑波神社の名称として現在も残っている古代の鮑波郷について、藤枝の宿場域（市内藤枝・本町）から青池・益津郡衙（市内郡）辺りの範囲と推定し、鮑波郷は、中世この地域の荘園であった益頭荘の中枢に位置していたと指摘しました。大和国（現在の奈良県）にある聖徳太子ゆかりの鮑波葦宮と、名称や地勢が共通していることなどから、鮑波郷は元来、天皇家の王領だった可能性が高いと指摘しています。

市史叢書13『続・藤枝町誌（下）』

が刊行されました

戦後早くに当時の藤枝町役場によって企画・編集されながら未刊に終わったまぼろしの藤枝町誌ともいえる『続・藤枝町誌』のうち、十九年度に刊行した上巻に続いて、下巻を原稿復刻して刊行しました。下巻は、第九章「学校教育」高等学校・幼児保育と、第十章「宗教」、第十三章「配給」の全三章から成っています。注目されるのは、終戦後の食糧難の時期における配給についての記述で、砂糖・味噌・醤油・塩・酒類・牛乳・衣料品・林産物などの主要項目別に、配給品目・数量や配給の方法・支給要件などが詳述されています。終戦後混乱期における藤枝町の食糧事情や配給状況を知ることができる貴重な資料となっています。



- 体裁 B5判・モノクロ・190ページ
- 価格 1冊 1,000円

※藤枝市郷土博物館の受付で販売しています。

☎054-645-1100

古代の計量と器具

～山廻遺跡出土の分銅から～

物の長さ・大きさ・重さなどを「はかる」

という行為は、原始・古代から人間の生活のなかで様々な場面で行われてきたと思われます。ものを「はかる」ためには、当時の人々のあいだで、ある一定の量を「単位」として決め、共通の計量器具を用いなくてはなりません。このような計量のルールを社会に定着させることは、国の権力をもつて行うため、しつかりとした制度を取り決めるければなりません。計量の単位と計量器について定めた「度量衡」は、中国で成立し漢の時代に制度が整えられます。「度」は長さ、「量」は容積・「衡」は質量で、その単位や計量を意味しています。日本で初めて度量衡の制度が本格的になるのは奈良時代で、唐の制度を取り入れて、大宝律令(七〇一年制定)においてこれらについて定めています。

奈良・平安時代の社会では、人々は律令による規定に基いて、決められた量の税を納めなければなりません。郡役所などでは納められる税物を計量することは、日常の仕事であつたと思われます。また、市で品物を取り引する際などにも、その量をはかる必要があるでしょう。計量するときは、不正がないように正確に行われるようにしなければなりません。このため、度量衡を司る大蔵省や国衙(国の役所)では、これを担当する役人に正確な単位を測定するための標準となる銅製の「様(ためし)」を給付すること(「第

三十 雑令」)、計量器具は毎年二月に役所で検定を受けることが規定されています(「第二十七 関市令」)。

重さを量る器具は、「はかり」と総称され天秤と棹秤がありますが、古代には厳密に使い分けはされていないようです。はかりを用いて計量するときの重さの基準となるのが、分銅(または錘)です。写真の銅製品は、市内南新屋の山廻遺跡から出土した奈良・平安時代の分銅です。直径三・二センチメートル、高さ二・四センチメートルで、重さは六九・六グラムあります。上端部の中央から外に向

かつて九枚の花弁のような形が刻まれています。本来は、上部に吊り下げるための鈕がついていたとみられます。昔の分銅、というと江戸時代の両替商が用いていた分銅のかたちを思い浮かべるかもしれませんが、日本最初の分銅は、まったく異なる形状をしています。現在までに全国で約二〇〇例知られており、静岡県内では山廻遺跡のほか、井通遺跡(浜松市)、坂尻遺跡(袋井市)、天の川遺跡(牧之原市)の四遺跡で出土しています。また、国分寺・国府台遺跡(磐田市)、川合遺跡(静岡市)では石製の分銅が出土しています。遺跡から出土する分銅は、銅製のものばかりでなく石製・土製の場合もあり、実態は多様であつたことも窺えます。山廻遺跡は志太郡衙跡から



山廻遺跡出土の分銅

約三〇〇メートルの場所にあり、数軒の竈穴式住居と掘立柱建物で構成される集落ですが、鍛冶にかかわる遺物が出土しており、郡衙に関連した工房などの施設であつたと思われる遺跡です。分銅が出土していることから考えれば、工房で使う原料を量つたり、仕上がった製品の検品などの仕事にはかりを用いていたのではないのでしょうか。

(考古担当調査委員 岩木智絵)

／藤枝市教育委員会文化課